

# 作業主任者技能講習・特別教育等のご案内

## 木材加工用機械作業主任者技能講習

木材加工用機械（携帯用を除く）を5台（自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は3台）以上有する事業所は標記の作業主任者を選出し、作業中の監視や作業前後の点検、異常を認めたときには必要な措置を取る事などが義務づけられています。

日 時	5月16日（水）・17日（木）	午前9時より午後5時まで
場 所	建設埼玉会館3F	
受講料	組合員 8,760円 / 非組合員 10,920円	
受講資格	木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者	
締 切	5月1日（火）	

## 自由研削用砥石特別教育

サンダー、グラインダー等を使用する際の研削砥石の取り換え、又は試運転の業務に必要な資格です。研削作業は砥石が高速で回転するため、一歩間違えれば大けがや死亡事故など重大災害の危険もある作業です。

日 時	5月20日（日）	午前9時より午後5時まで
場 所	建設埼玉会館3F	
受講料	組合員 5,298円 / 非組合員 6,068円	
締 切	5月8日（火）	

---

### 建設埼玉 労働対策部

〒331-0812 さいたま市北区宮原町4-144-1  
TEL 048-780-2000 / FAX 048-780-2020

※裏面の仮申込書に記入し、県本部へFAXしてください。